

令和3年7月30日付け県公報第231号をもって公告した公共測量は、次のとおり作業期間を変更し、終了したので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和5年4月14日

静岡県知事 川勝平太

- 1 測量機関  
熱海市
- 2 作業の種類  
公共測量（道路台帳（デジタルマッピング）（地図情報レベル1000数値地形図データ））
- 3 作業期間  
変更前 令和3年4月22日から令和5年3月31日まで  
変更後 令和3年4月22日から令和5年3月16日まで
- 4 作業地域  
熱海市全域（道路区域）